



埼玉県報

第 3060 号
平成 30 年(2018 年)
12 月 4 日
火曜日

目次

告示

- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 森林法第 189 条の規定に基づく告示（森づくり課）
- 太田新井第二土地改良区の解散認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 有料公園施設等の使用料徴収事務委託（大宮公園事務所）
- ポール・シニャック作「アニエールの河岸」（油彩画）に関する契約の相手方等の公示（文化資源課）

告 示

埼玉県告示第千二百六十号

八潮市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を秩父市役所に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

平成三十年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 所在が不明な者の氏名（又は名称）
新井くに子、新井利幸、多田一夫、古指宣一
- 二 通知の要旨
 - イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、平成三十年十一月九日付埼玉県告示第千百九十号（保安林の指定施業要件の変更予定）によること。

告 示

埼玉県告示第千二百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を平成三十年十一月三十日認可した。

平成三十年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

太田新井第二土地改良区

二 事務所所在地

白岡市

告 示

埼玉県告示第千二百六十三号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量 百六十三点 戸塚第三工区（差間）その三、四地区）

三 作業地域

川口市差間一丁目及び差間三丁目地内

四 作業期間

平成三十年十一月十五日から平成三十一年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百六十四号

測量計画機関である八潮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

八潮市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

八潮市全域

四 作業期間

平成三十年十二月一日から平成三十一年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第千二百六十五号

測量計画機関である狭山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

狭山市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

狭山市全域

四 作業期間

平成三十年十二月一日から平成三十一年三月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千二百六十六号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（数値地形図作成、数値地形図更新）

三 作業地域

利根川上流河川事務所管内（児玉郡上里町、本庄市、深谷市、熊谷市）

四 作業期間

平成三十年十月二十二日から平成三十一年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千二百六十七号

測量計画機関である埼玉県地域整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県地域整備事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

児玉郡美里町大字甘粕ほか地内

四 作業期間

平成三十年十二月三日から平成三十一年三月二十九日まで

告示

埼玉県告示第千二百六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、それぞれ同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成三十年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

公園施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
大宮公園駐車場	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 三井不動産リアルティ株式会社 代表取締役 山代 裕彦	平成三十年十二月 一日から 平成三十年 十月十日 まで

告 示

埼玉県告示第千二百六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
ポール・シニャック作「アニエールの河岸」(油彩画) 1点
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局市町村支援部文化資源課芸術文化推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年11月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社レンブラント 東京都渋谷区神宮前3丁目14番12号
- 5 契約金額
290,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当